

新型コロナウイルス感染症の対応について

- 技能検定の実施にあたり、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、厚生労働省「技能検定の実施に関する新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン(以下「ガイドライン」と記す。)を策定しています。受検申請前によくご確認ください、本ガイドラインの内容にご同意いただいた上で、受検申請及び受検をお願いいたします。
▶技能検定実施に関する新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン



<https://www.mhlw.go.jp/content/000639207.pdf>

- 新型コロナウイルス感染症の状況により、会場施設側の収容人数に制限が設けられる場合は、人数制限対象職種でなくても、先着順での受理となり、申請期間中でも受付を締切る場合があります。
- 新型コロナウイルス感染拡大等により試験会場や検定委員を確保できない場合等には、試験を中止又は受検申請の受理を取り消す場合がありますので予めご了承ください。なお、この場合は受検手数料を返還いたします。(受検手数料振込時に発生した振込手数料につきましては、返還いたしかねますのでご承知の程お願いいたします。)
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、茨城県内に在住又は在勤の方を原則優先させていただきます。